

八峰町空き家に付属した農地の別段面積等取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、人口減少・過疎化等のため条件不利地を中心とした遊休農地が増加し、特に空き家に付属した農地の遊休化が進んでいることから、定住促進及び遊休農地解消のために、八峰町空き家情報室設置要綱に基づき登録された空き家に付属した農地につき、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく農地の権利取得のための取り扱いについて、定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 「農地」については、農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 「別段面積」については、農地法第3条第2項第5号の規定による八峰町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 「空き家」については、町内に居住又は店舗利用を目的として建築し、現に使用していない又は近く使用しなくなる予定の戸建ての建物をいう。
- (4) 八峰町空き家情報室設置要綱とは、平成30年4月1日付けで八峰町告示第31号で告示されたものをいう。
- (5) 「空き家に付属した農地」とは、八峰町空き家情報室設置要綱に基づき登録された所有者又はその法定相続人（以下「所有者等」という。）が権利を有する八峰町内にある農地のうち、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
- (6) 「総会」とは、農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。
- (7) 「遊休農地」とは、農地法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(別段面積)

第3条 別段の面積は、次に掲げる表のとおりとする。

区 分	設定区域	別段面積
(1) 特定の区域に限定した設定	泊川以北	10 アール
(2) 空き家に付属した農地に限定した設定	八峰町全域	10 平方メートル

ただし、区分（2）の設定は、区分（1）の設定に優先して適用するものとする。

(適用条件)

第4条 前条（2）に掲げる別段面積を適用するときは、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- (1) 1筆ごとを単位とし、適用する時点ですべて又は一部が遊休農地、もしくは耕作できうる農地であること及び所有者等による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。
- (2) 投機目的での不動産取得を防ぐため、農地取得しようとする者は、取得の日から起算して5年以上継続して、取得した空き家へ居住しその農地を耕作すること。
- (3) 空き家と農地は、同様の権利の移転又は権利の設定をすること。
- (4) 空き家及び空き家に付属した農地の所有者は、同一であること。

ただし、所有者が死亡し、その相続人が明らかである場合、又は農業委員会が認めた場合はこの限りではない。

